

第十九世紀國際仲裁裁判の形式的研究(三・完)

野見山, 温

<https://doi.org/10.15017/14448>

出版情報 : 法政研究. 9 (2), pp.61-106, 1939-05-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



第十九世紀國際仲裁裁判の形式的研究（三・完）

野見山

溫

目次

第一節 基礎觀念

一、序

二、用語 例

三、義務的仲裁裁判と任意的仲裁裁判

四、總括的仲裁裁判と特殊の仲裁裁判

五、常設的仲裁裁判と偶設的仲裁裁判

六、制度的仲裁裁判と孤立的仲裁裁判

七、分類 表

八、仲裁裁判條約及び條款

九、時代 區劃

一〇、形式的研究の意義

第二節 個別的仲裁裁判

第十九世紀國際仲裁裁判の形式的研究

一、事件列舉

二、十年毎の事件數

三、各當事國別觀察

四、大陸別觀察

五、傳播經路概要（以上前々號）

第三節 制度的仲裁裁判

一、約定列舉

二、十年毎の約定總數及びその内譯

三、各當事國別觀察（以上前號）

四、洲別觀察

五、傳播經路概要

第四節 結 論（以上本號）

四、洲別觀察

個別的仲裁裁判に於ては單一國家でありながら他の諸大陸又は諸洲と並べて格別に取扱ふことを必要とする程の重要性を示した英國は、制度的仲裁裁判の分野においては、前項の當事國別觀察に於て見た如く、それ程の重要性を有しなくなつてゐる。併しながら兩種の制度、即ち個別的仲裁裁判と制度的仲裁裁判との比較考察を爲す場合の便宜のために、本節に於ても前節の例に倣つて、これを特別の一單位として取扱ふことゝ

する。

甲 當事國數並に關係仲裁裁判約定數の概觀

(イ) 第一表 (條款一八七、條約一四、計二〇一ヶの全制度的仲裁裁判約定につき)

洲名	當事國數	約 延 延 數			約 定 實 數		
		總數	條款	條約	總數	條款	條約
亞米利加	二二	三〇七	二七四	三三	一五四	一四〇	一四
大英 國	一	一七	一六	一	一七	一六	一
歐 羅 巴	二〇	二二三	二〇二	二一	九〇	八七	三
亞 細 亞	六	二三	一八	五	一二	一一	一
阿 弗 利 加	六	一七	一七	〇	一三	一三	〇
大 洋 洲	四	四	四	〇	一	一	〇

右の表及び左の第二表中約定延數とは各國夫々の參加したる約定數の總和であり、約定實數とは約定延數中に含まるゝ約定にして重複したる分を延數より控除して得た數である。

(ロ) 第二表(條款一五、條約三、計一八ケの多邊的約定につき)

洲 名	當事國數	約 定 延 數			約 定 實 數		
		總 數	條 款	條 約	總 數	條 款	條 約
亞 米 利 加	二〇	七七	六〇	一七	一七	一四	三
大 英 國	一	六	五	一	六	五	一
歐 羅 巴	二〇	一一〇	九一	一九	七	六	一
亞 細 亞	五	一五	一〇	五	六	五	一
阿 弗 利 加	五	八	八	〇	四	四	〇
大 洋 洲	四	四	四	〇	一	一	〇

第一表に於て現はれたところから見れば、前世紀の制度的仲裁裁判をその約定數の關係に於て指導する地位にあつたものは亞米利加大陸であつて、歐羅巴大陸が之に次いでゐる。即ち前者は後者と當事國數に於て殆んど差なくして約定延數に於て後者の一倍半弱、實數に於ては殆んど二倍に近からんとしてゐる。而して延數と實數とについて兩大陸間にこの割合の差(即ち實數に於て歐羅巴大陸に優る亞米利加大陸が、當事國數の幾分多いのに

拘らず、延數に於ては前者に劣る事實）を生じた源泉は多邊的約定が歐羅巴の側に異常に多い事實にある。しかもその多邊的約定は、第二表に示す如く、多くは條款であつた。多邊的條款數の多い事は却つて堅實性といふ觀點に於て價值が低下するものありと認め得らるゝ事は既に述べたところであるが、この意味に於て第一表の兩大陸約定延數及び實數より第二表の夫々の數を減じて兩者を對比して見れば、兩大陸の制度的仲裁裁判に於ける價值の差異を一層近似的に知る事が出来る。此の觀點に於て、亞米利加大陸諸國の約定した二邊的約定は $307-77 = 230$ の約定延數、及び $164-17 = 137$ の約定實數であり、歐羅巴大陸の夫は約定延數に於て $223-110 = 113$ の約定實數に於ては $80-7 = 73$ で、延數に於て前者は後者の二倍強、實數に於て一・七倍弱の比を示すことになる。又第一表による夫々の大陸各國の平均締約數（即ち約定延數を當事國の數を以て除した商）は、歐羅巴大陸にあつては $\frac{223}{20}$ 即ち約一一ケ、亞米利加大陸にあつては $\frac{307}{22}$ 即ち約一四ケであり、第二表の數を差引いたところでは、前者に於ては $\frac{113}{20}$ 即ち六ケ弱なるに對し、後者では $\frac{230}{22}$ 即ち一ケ弱に達してゐる。殊には更に條約形式については、第一表延數全體に於いて後者の前者に對する比は $\frac{33}{21}$ 即ち一倍半以上の數を示し、實數に於ては $\frac{14}{3}$ 即ち五倍弱に及んでゐる。この場合第一表より第二表の分を引去つて同様比較して見れば、延數に於ては $\frac{33-17}{21-19} = \frac{16}{2}$ 即ち丁度八倍、實數に於ては $\frac{14-3}{3-1} = \frac{11}{2}$ 即ち六倍弱の比を見る。又條約形式についての各國平均締約數に於ては、第一表のみにあつては、亞米利加大陸各國は $\frac{33}{22}$ 即ち一・五ケを締約し、歐羅巴大陸諸國は $\frac{21}{20}$ 即ち一ケ強であり、第一表より第二表關係の分を引去つた場合の兩者の比は $\frac{33-17}{22} : \frac{21-19}{20} = \frac{80}{11}$ 即ち

ち七倍強である。かくして亞米利加大陸は歐羅巴大陸に對し、制度的仲裁裁判の範圍内に於て、一層重要な地位を占めてゐた事が知られるであらう。

他の諸大陸又は洲に於ては、亞細亞洲が總數に於て右兩大陸の約十分の一又はそれ以下の數を保つのみである。勿論獨立國、又は對當の獨立國として列國の取扱つた國家の數が歐洲諸國の侵蝕の爲に少かつた事實があるので、總數の多少を以て大陸の制度的仲裁裁判上の價值を直ちに論じ難いわけであるが、その少數の獨立國の各國平均締約數は或程度右の價值を判斷する基礎となり得る筈のものである。然るにこの場合でも亞細亞洲大陸諸國は漸く平均四ヶ弱の締約數を示すのみに過ぎない。しかもその多數は多邊的條款に歸するものである。阿弗利加大陸、大洋洲諸邦も亦之と同様微々として振はざるものがある。之等の諸大洲に比すれば、英國は尙は相當の重要性を維持してゐると認むべきである。

次に第二表について見れば、亞米利加大陸と歐羅巴大陸との比は、約定延數に於ては後者がはるかに優つてゐる。即ち後者は前者の約一倍半に近い數を示してゐる。然るに實質的價値の觀點に於ては、之は大體條款數の多少に反比例し、又は條約形式の多少に正比例すると見るべきであるから、結局約定實數について之を考へて見なければならぬ。この方面からすれば、總數に於て亞米利加大陸は歐羅巴大陸の約二倍半を持ち、條約數は三倍である。而して後者に於て約定實數が極めて少くして延數が非常に多い事は、約定の多邊性に於て優つてゐることを意味する。即ち歐洲諸國の參加した約定が亞米利加大陸諸國の參加した約定よりも一層多邊的、普遍的であ

つた事を意味する。即ち一ヶの約定に参加した夫々の大陸諸國平均數は延數を實數で除した商によつて示されるが、之によれば總數については、亞米利加大陸が $\frac{17}{17}$ 即ち約五ヶ國弱を集めてゐるに反し、歐羅巴大陸は $\frac{110}{7}$ 即ち約一六ヶ國を集め、條欵に於ては前者の $\frac{60}{14}$ 約四ヶ國強に對し、後者は $\frac{91}{6}$ 即ち一五ヶ國強、條約に於ては前者の $\frac{17}{3}$ の六ヶ國弱に對し、後者は $\frac{13}{1}$ 即ち實に一九ヶ國を集めてゐるのである。唯歐羅巴大陸諸國の參加した約定のこの普遍性は、殊に條欵に於て堅實性に乏しい處あること前述の通りである。然し概して言へば、右の事實は歐羅巴大陸がかかる普遍的國際團體組織化に向つたのに對して、亞米利加大陸は比較的狭い範圍の近縁に順つて、そこに特殊的國際團體組織化の道を選んだ事を意味するもので、この點は次の諸大洲内部並に諸洲間關係の考察に於て一層明かとなるであらう。而して茲に注意すべきは、歐洲大陸諸國間の關係した右の唯一の多邊的條約がヘーグの國際紛爭の平和的處理に關する條約であることであつて、それが主として歐羅巴大陸の諸國を殆んど網羅し得た事は、正に十九世紀末に至つて歐洲を同世紀の制度的仲裁裁判史上に極めて意義深き地位に高めるに至つたものと言ひ得るものである。亞細亞大陸以下の諸洲、殊に大洋洲はその約定した制度的仲裁裁判の大部分又は全部を多邊的約定、しかも主として條欵形式に於て有し、その數も極めて少い。之に對して英國は第二表に於て、多邊的約定の實數關係については全亞細亞大陸と同一數を示し、且つ第一表に於ては後者に對し約一倍半の超過を見せてゐるが故に、數の上からも、又その設けた制度的仲裁裁判の堅實性の上からも、全亞細亞大陸、從つて又阿弗利加大陸及び大洋洲に對しても優つてゐること明かである。

以上述べたところを大觀すれば、十九世紀中に於ける制度的仲裁裁判の觀點、從つて國際團體組織化の觀點に於て、亞米利加大陸の方が歐羅巴大陸に比して、普遍性に於て失ふところを堅實性に於て得て來た觀あり、且つ全體の數に於てはるかに優れてゐたといふ事が出來る。又英國はその間に介在して相當の重要性を有してゐる。他の諸大陸又は洲は殆んど見るべき程の重要性はない。かくして強いて之等諸大洲間に重要性の順位を設けるとすれば、十九世紀全體として見れば先づ亞米利加大陸、次に歐羅巴大陸、英國、亞細亞大陸、阿弗利加大陸、大洋洲といふ順序になるであらう。

乙 諸洲内部並に洲（及び英國）間關係別觀察 この場合にも約定總數の觀點からのみならず、之を條款形式及び條約形式に分つて之が分布・發展の狀況を觀察する。

(イ) 全體的觀察

(1) 洲内部に於ける約定實數

- (a) 亞米利加大陸諸國間 (Fig. IV)。
- (b) 歐羅巴大陸諸國間 (Fig. V)。
- (c) 亞細亞大陸諸國間 (Fig. VI)。
- (d) 阿弗利加大陸諸國間——無し。
- (e) 大洋洲諸國間——無し。

(2) 洲間關係に於ける約定實數

- (a) 亞米利加大陸と英國との間 (Fig. VII)。
- (b) 亞米利加大陸と歐羅巴大陸との間 (Fig. VIII)。
- (c) 英國と歐羅巴大陸との間 (Fig. IX)。
- (d) 亞米利加大陸と亞細亞大陸との間——無し。
- (e) 英國と亞細亞大陸との間——無し。
- (f) 歐羅巴大陸と亞細亞大陸との間 (Fig. X)。
- (g) 亞米利加大陸と阿弗利加大陸との間 (Fig. XI)。
- (h) 英國と阿弗利加大陸との間——無し。
- (i) 歐羅巴大陸と阿弗利加大陸との間 (Fig. XII)。
- (j) 亞細亞大陸と阿弗利加大陸との間——無し。
- (k) 亞米利加大陸と大洋洲との間——無し。
- (l) 英國と大洋洲との間——無し。
- (m) 歐羅巴大陸と大洋洲との間——無し。
- (n) 亞細亞大陸と大洋洲との間——無し。
- (o) 阿弗利加大陸と大洋洲との間——無し。

(3) 三大陸以上に跨つて、その司法的組織化を企圖する多邊的（又は普遍的若くは世界的）仲裁裁判約定

第十九世紀國際仲裁裁判の形式的研究

(Fig. XIII)。

以上は制度的仲裁裁判約定の總體に亘つて、之が地域的分布狀況並にその發展狀態を見たものであるが、別に十九世紀全體を通じて右各項についての總計を表示して比較に便ならしむれば Fig. XIV の如くなる。

(ロ) 右の内十八ヶの多邊的約定のみに關する觀察 (一)に於ける番號に従ふ)

(1) / (a) 亞米利加大陸諸國間 (Fig. XV)。

(1) / 他の項は缺く。

(2) / (b) 亞米利加大陸と歐羅巴大陸との間 (Fig. XVI)。

(2) / 他の項は缺く。

(3) 三大陸以上に亘るもの

(a) 亞米利加大陸、英國、歐羅巴大陸間 (Fig. XVII)。

(b) 亞米利加大陸、英國、歐羅巴大陸、亞細亞大陸間 (Fig. XVIII)。

(c) 亞米利加大陸、英國、歐羅巴大陸、阿弗利加大陸間 (Fig. XIX)。

(d) 亞米利加大陸、英國、歐羅巴大陸、亞細亞大陸、阿弗利加大陸間 (Fig. XX)。

(e) 亞米利加大陸、英國、歐羅巴大陸、亞細亞大陸、阿弗利加大陸、大洋洲間 (Fig. XXI)。

なほ右各項に關する多邊的制度的仲裁裁判約定の總計比較表 (Fig. XXII)。

Fig. IV
(亞米利加大陸諸國間)

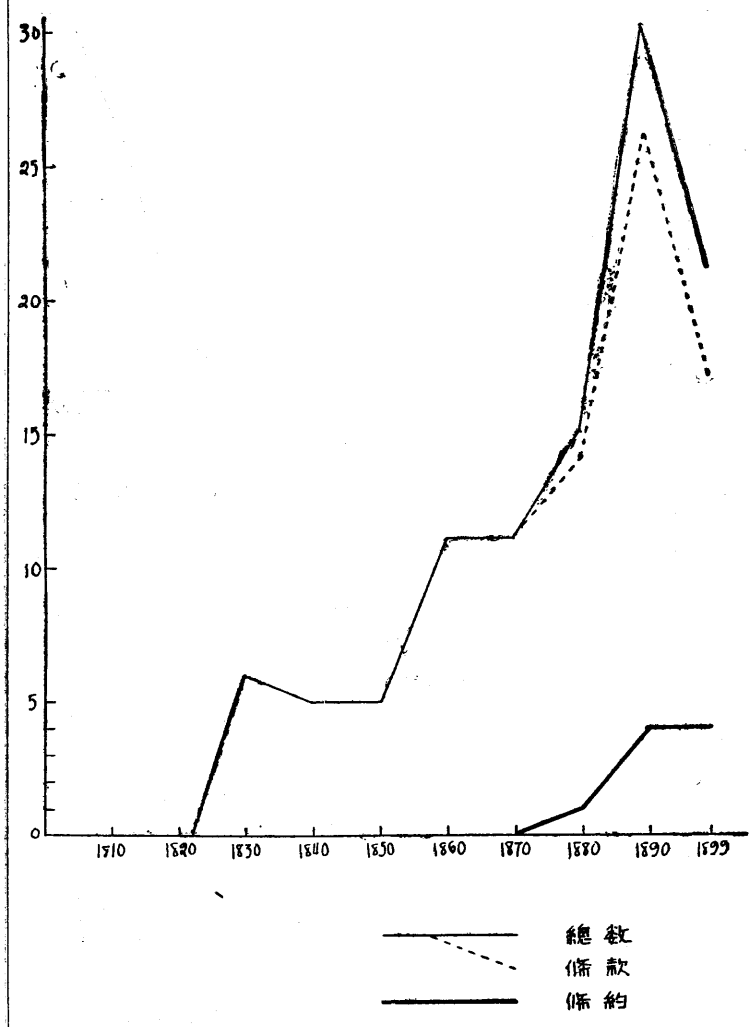


Fig.V.

(歐羅巴大陸諸國間)

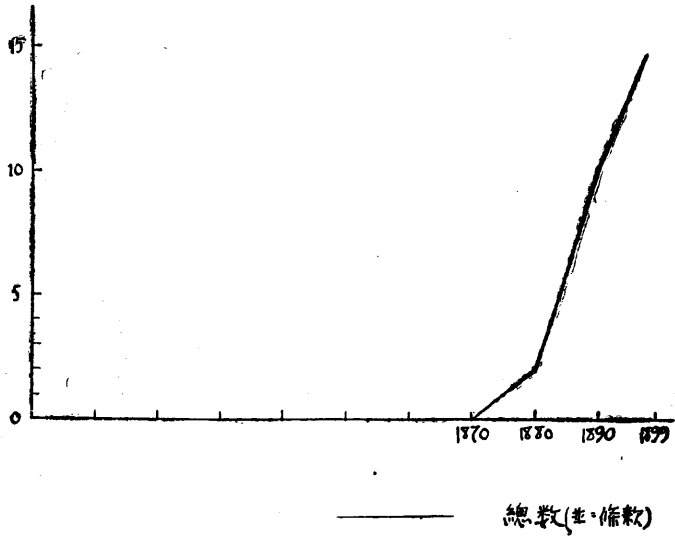


Fig.VI.

(亞細亞大陸諸國間)

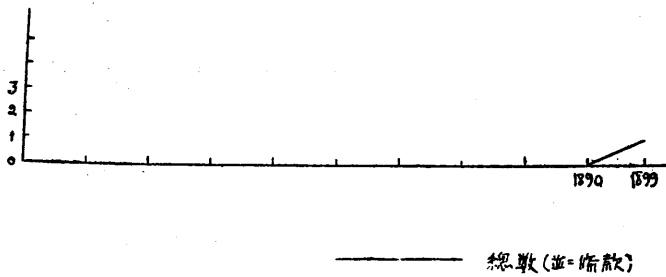


Fig. VII
(亞米利加大陸英國間)

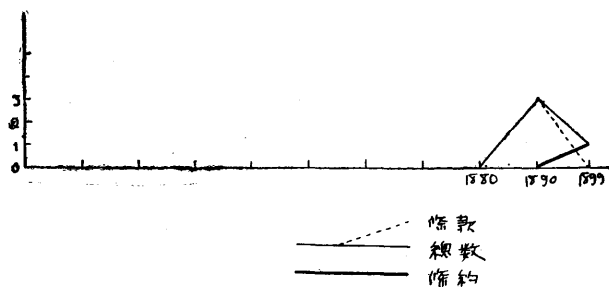


Fig. VIII.
(亞米利加歐羅巴兩大陸間)

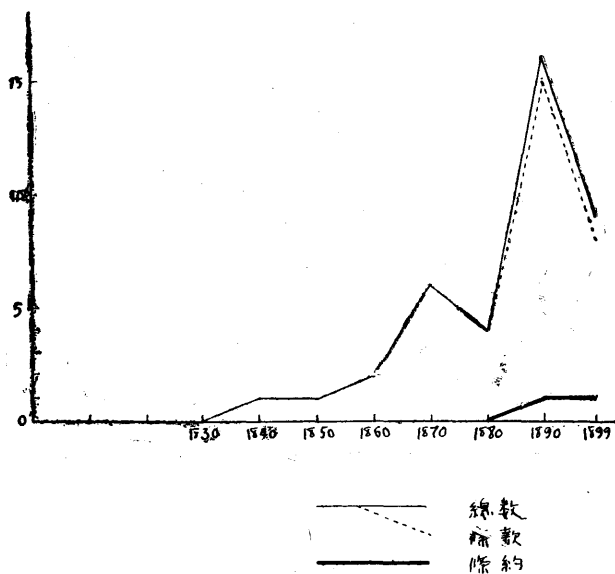


Fig. IX.

(英國改羅巴大陸間)

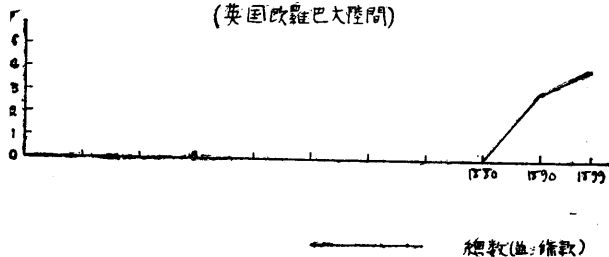


Fig. X.

(改羅巴亞細亞面大陸間)

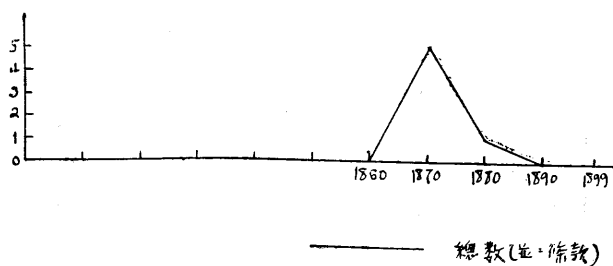


Fig. XI.

(亞米利加亞細亞面大陸間)

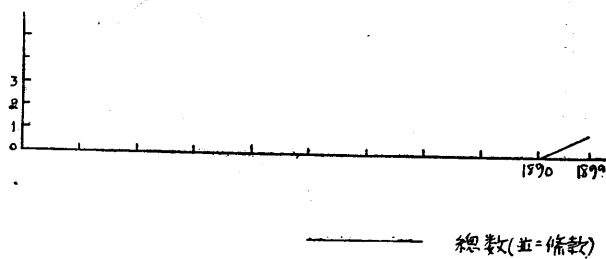


Fig. XII

(改羅巴 阿弗利加兩大陸間)

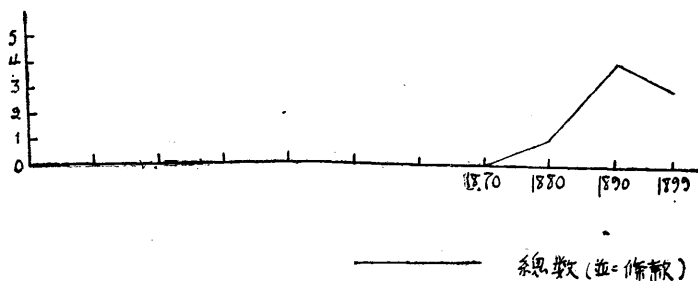


Fig. XIII.

(三大陸以上=亞非州)

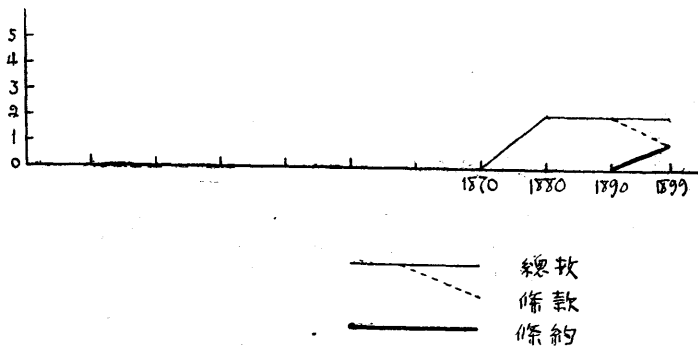


Fig. XIV

(諸洲內及諸洲間制度的仲裁口判約定比較表)

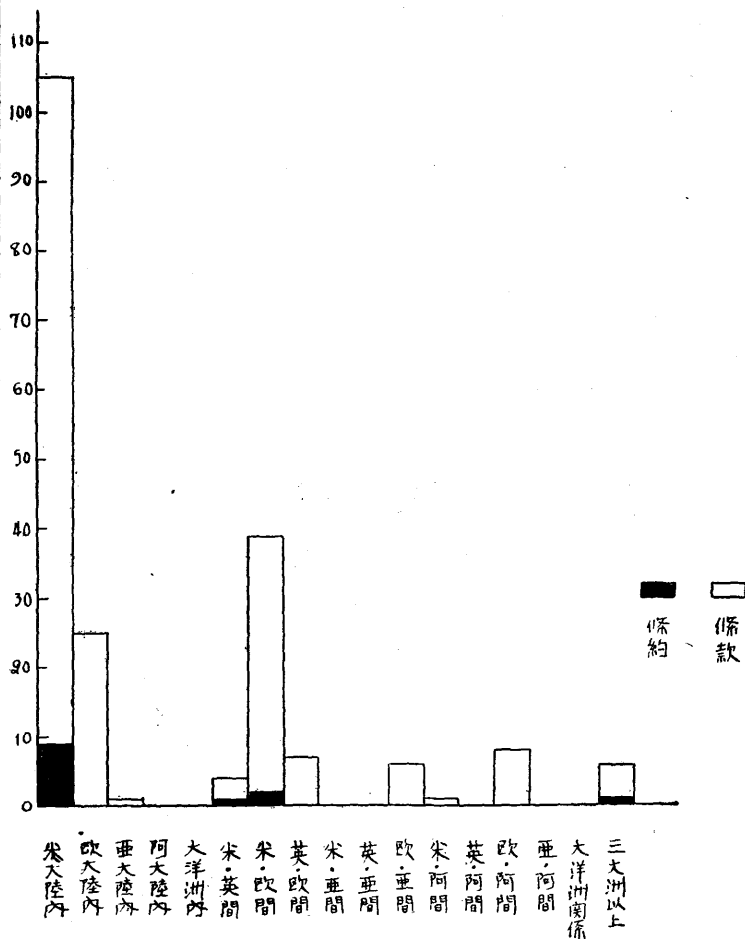


Fig. XV

(亞米利加大陸諸國間邊界的約定)

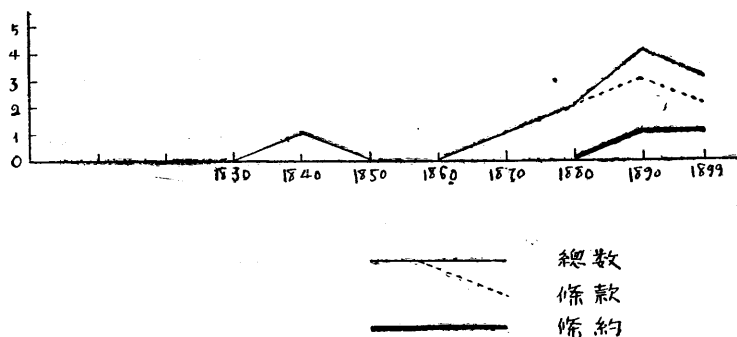


Fig. XVI

(亞米利加與羅巴西大陸間邊界的約定)



Fig. XVII

(亞米利加大陸, 英國, 波羅巴大陸間邊界的約定)

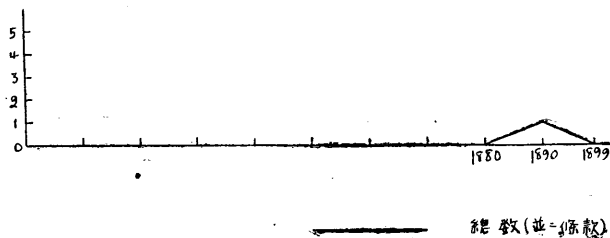


Fig. XVIII

(亞米利加大陸, 英國, 波羅巴大陸, 亞細亞大陸間邊界的約定)

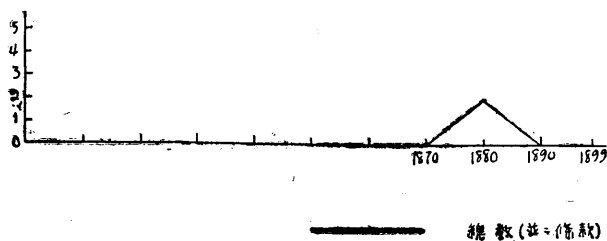


Fig. XIX

(亞米利加大陸, 英國, 波羅巴大陸, 阿非利加大陸間邊界的約定)

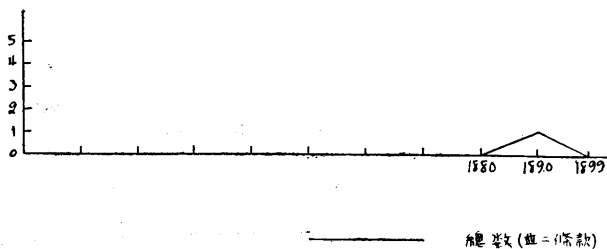
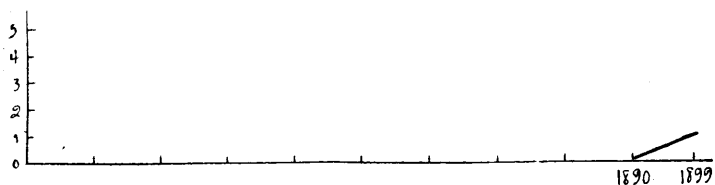


Fig. XX

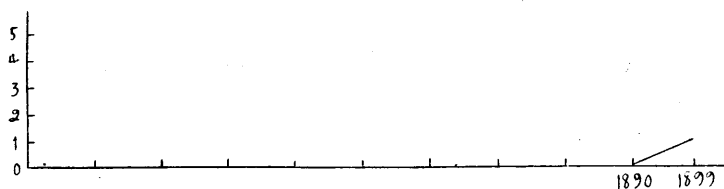
(亞米利加大陸、英國、歐羅巴大陸、亞細亞大陸、阿非利加大陸間の約定)



總數(並=條約)

Fig. XXI

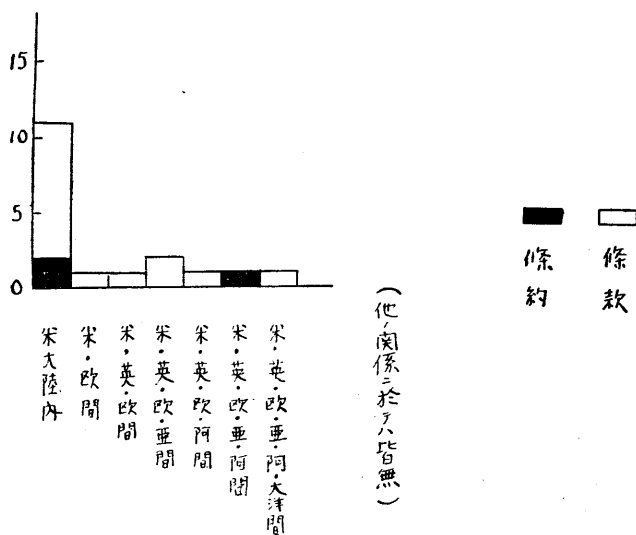
(亞米利加大陸、英國、歐羅巴大陸、亞細亞大陸、阿非利加大陸、大洋洲間の約定)



總數(並=條款)

Fig. XXII

(旁邊的制度的仲裁と判定比較表)



前掲第十四圖及び第二十二圖の觀點に於ては、換言すれば第十九世紀全般に亘つての制度的仲裁裁判約定總計の比較からして、諸大陸又は洲の内部並に之等諸大陸又は洲の間の關係各項をその數量的重要性の順位に於て觀察してみれば、第十四圖に於ても、第二十二圖に於ても亞米利加大陸の内部關係が第一位を占めてゐる。總數一〇五を算し、前に掲げた甲第一表に於て同大陸諸國が關係した約定實數の三分の二以上を占め、之だけの約定を同大陸内部の司法秩序建設、従つて大陸國際團體組織化の方向に向けたわけである。殊に就中條約形式に於て九を算し、し

かもその内二は多邊的條約である。多邊的條約としては、第二十二圖の示す如く、米、英、歐、亞、阿に亘るヘーグ條約を除いては唯この二あるのみで、それが亞米利加大陸内部に限局されてゐたのである。又多邊的條款及び條約全般について見ても、亞米利加大陸は第一位を占め、しかも前掲甲第二表の約定實數十七中の十一即ち三分の二を大陸内部秩序確立の方向に用ひてゐるのである。而して他の大陸内部關係に目を轉じて見ると、歐羅巴大陸が二十五を算して數としては可成りであるが、然しそこには條約形式全くなく、且つ多邊的條款をさへ含んでゐない事は右兩圖の對比によつて知らるゝ如くである。のみならずその總數も亞米利加大陸との比較に於ては四分の一にも足らない。歐羅巴大陸組織化が如何に薄弱であつたかを示す。英國を歐羅巴に含まして、圖中の英・歐間關係の項を併せ考へても、七ヶの條款を加ふのみで、右の觀察に何の差異をも齎さないのである。亞細亞大陸内部は一層貧弱で、辛うじて日本と暹羅との間の仲裁裁判條款一を算して兩國間友好關係を象徵してゐるに過ぎない。廿世紀の今日以後東洋に眞に團體の名に價する一大組織を成立せしむべく要望しつゝあると言へ、この事は一朝にして成し遂げらるべくもなく、長い經驗を必要とするものであつて、その意味に於て過去つた一世紀間に司法組織化について、此の如き微弱な歴史しか持たなかつた事實は心細い極みであると言はねばならぬ。

次に二大陸關係としては米・歐間關係が第一位を占め、第十四圖全體に於ても米大陸内部關係に次いで第二位にある。且つその内には二箇の條約（但し無批准）を含み、又二大陸關係としては唯一の多邊的約定を有つてゐる。

る。次に之と格段の差異を以て、歐・阿間、英・歐間、歐・亞間關係の順序で續き、何れも二邊の條款を有するに過ぎず、又之に次ぐ米・英間關係は二邊の條約一箇（但し無批准）を含む以外には制度的仲裁裁判の試みは微弱であつた事が知られる。

三大陸以上に亘る關係に於ては亞米利加大陸以下五大大陸を集め得た唯一の多邊的制度的仲裁裁判條約たるヘーグの國際紛争平和的處理條約の外は見るべきものはない。然し極めてとるに足らない程度ではあるが普遍的國際法團體の司法的組織化の運動があつた事は認め得る。唯その實質的價值は次の發展的考察の外、それらの内容的研究を俟つて明かにせらるべきものである。

以上第十四圖及び第二十二圖を手がかりとして述べたところは、十九世紀全體を通じての制度的仲裁裁判の地域的分布のみに關するものであるが、今この空間的考察に時間的展開の契機を加へた第四圖以下、右二圖を除く他の諸圖を手にとれば、夫々の地域的關係に於ける本制度の消長の跡を窺ふことが出来る。而して制度的仲裁裁判の消長は當該當事國間又は地緣的觀點に於ては當該地域に於ける法的平和確立の歴史の消長であり、法的平和の確立は平面關係秩序より立體的關係秩序への轉位を意味し、立體關係秩序が常態となつた曉はそこに法的權威ある眞の法團體の存在があることであるから、結局制度的仲裁裁判の消長はかゝる團體秩序の具現に向ふ運動又は意識の消長を意味すると言へる。蓋し仲裁裁判は眞の司法秩序に移る前過程たる事は國內司法法史との對比に於て學者の認むるところであり（スコット）、實際、仲裁裁判が平等の主體の間の合意に基くところに平面關係

秩序への依存關係を持しつゝ、しかも裁判制度自體としては立體關係秩序を内包するものであり、この合意が具體的事件附託に先立つ事愈々遠く間接的となるに應じて、即ち孤立的仲裁裁判より制度的仲裁裁判へ、任意的仲裁裁判より義務的仲裁裁判へ、又偶設的仲裁裁判より常設的仲裁裁判へと進むにつれ眞の司法組織は成長して行き、團體組織は完成して行くものである。學者が仲裁裁判を以て國際聯合の組織化を意味するとしてゐるのもこの意味に解すべきである（フリード）。而して制度的仲裁裁判の場合に於ては、具體的紛争に則して、いはゞ偶然的にのみ國際團體の組織化に役立つてゐる個別的仲裁裁判の場合と異り、一層觀念的性格を有してゐる。即ち個別的仲裁裁判（一層正確には孤立的仲裁裁判）の場合に於ては、國際團體組織化のイデーを直接的源泉とせず、具體的紛争の解決が直接の目的であるのに對し、制度的仲裁裁判に於ては、將來起ることあるべき或る範疇の又は一切の範疇の國際紛争の解決を目指して、その限りに於て國際法的關係を上下秩序的に整備せんとするイデーを基礎とする。従つて制度的仲裁裁判の發展はかかるイデー、従つて一般に平和思想自體の發展を示すものである。それと共に又その具現としての國際團體組織の發展を意味し、更に進んで言へば團體性自體の發展をも徴示するものと言へるのである。唯この場合の團體性とは立體的團體性ではあるが、既に述べた如く仲裁裁判にあつてはこの團體性の確立が協約的に行はれるといふ點に特色を有し、それだけに又立體的團體性の強弱は、その組成者の意識に依存する事最も大である。即ち前號に於て我々の論じた「自然的國際共同團體」の自覺の有無、程度に従つて、創設せらるゝ具體的組織的國際團體の團體的性質の強弱は決定されるのである。而して不幸にして

過去より現在に至る國際關係の實際は關係當事者の「利己利益」を以て行動の原理として來てゐる。意識的意義に於て利益社會的關係を維持し來つてゐる。偶々一國が獨り自然的共同の立場を守らんとすれば、時として自滅の道に追ひ込まれざるを得ず、かくして自衛權の最も廣汎なる適用をも餘儀なくせしめられるのである。國際司法組織の確立は國際共同連帶の自覺と之が具體化のイデオが時に起つて之を發展せしむる事があるも、亦利害の立場が働いて必ずしも恒常的發展の一路を遂げしめない。客觀的には充分結合の紐帶を持つてゐる筈の亞米利加大陸に於てさへ、他の大陸に比較して一の勝れた國際法圈を作り來つた亞米利加大陸に於てさへ、今日いまだに多くの難關を提供してゐるものは各國利害の立場である。勿論利害の立場を一般に否定することによつて團體組織が確立するとは信ぜられない。問題は利害の立場自體の内容如何である。が兎まれ、こゝに國際團體性の或る限界があつたし、又あるわけである。併し乍らこの限界に拘らず、制度的仲裁裁判の發展が國際團體組織化への動向を示すものとの觀點は維持され得ること勿論である。

この觀點を以て我々のグラフに對するに、先づ最も我々の注意を惹くものは第四圖の亞米利加大陸諸國間關係のものであり、次に第八圖亞米利加、歐羅巴兩大陸間關係、第五圖歐羅巴大陸諸國間關係等で、多邊的約定のみの方面では第十五圖の亞米利加大陸諸國間關係であらう。亞米利加大陸では最も早く一八二三年に制度的仲裁裁判の發生を見、同じ二十年代に或程度の發展あり、爾後大した沈滞を見せずに二十年を経て、前世紀中葉以後更に一段の進歩を経験し、更に二十年を経た一八七〇年代より、それ以上の上昇の過程を辿り、殊に八十年代には

更に目覺しい展開をなしてゐる。就中條約形式の發展は特に注目に値するものである。然るに一八九〇年代には條欵形式の衰微の現象が目立つが、この點については既に本誌前號に於て、それが必ずしも悲觀的現象でなく、條約形式によつて充分補はれる性質のものである事を述べて置いた。

之に對し第五圖の歐羅巴大陸内部關係に於ては、一八七〇年代に至つて初めて成立を見た制度的仲裁裁判は一八八〇年代より以後頗に上昇發展の過程を進み、低下する事なくそのまゝ今世紀へ持越しした觀があるが、之亦本誌前號に於て分析して述べた如く一八九五年までの傾向であつて、それ以後急に低下し、しかも圖の示す如く、條約形式は初めより少しも現はれずに終つてゐる。この意味に於て、亞米利加大陸内部國際團體の發展に對し、歐羅巴内部の組織化の運動は一八八〇年前後以降活潑ではあつたが、充分の實を結ばず、且つ世紀の末に至つては衰へる傾向さへ持つてゐた事を知る事が出来る。唯この衰勢を挽回する性質を持つたものは、歐羅巴大陸自體の組織化の形式に於てではなく、飛躍的に普遍的地盤の上に立てられるに至つたヘーグの國際紛争平和的處理條約であつた。今日にして思へば歐羅巴としては、むしろ同大陸内部的連帶に重點を置くべきではなかつたか。この點は大戦後の歐羅巴聯合論との關係に於て考察せらるべき問題と思はれる。

亞米利加大陸と歐羅巴大陸との間の關係に於ては、一八三〇年代に始めて現はれて爾後も亞米利加大陸内部關係に於ける發展と傾向と丁度十年づゝ遅れた貌で展開し、唯最後の十年代の一般的衰微現象は亞米利加大陸と軌道を一にしてゐる。條約形式も十年遅れて現はれ、最後の一期は同じく平衡を保つてゐる。但し條約形式と條欵

形式の衰頹との間には大きい隔りがあつて、充分相殺する程度のものではないが、全體としては米歐關係の前世紀に於ける緊密性を表現するものといひ得る。その國別内譯を見れば、歐洲諸國側としては二邊の約定に於て對米總數十四を占むる伊太利を筆頭に、八箇の西班牙、七箇の白耳義、四箇の瑞西、二箇の和蘭、一箇の瑞典、諸威、丁抹、佛蘭西、葡萄牙である。就中伊太利はアルゼンチンとの間に一の「條約」をも締結してゐることは注意に値する。之に對し亞米利加大陸の側としては、六箇の墨西哥、ペルー、四箇のヴェネズエラ、エクアドール、コロムビア、三箇のウルグアイ、ハワイ、二箇のアルゼンチン、サント・ドミンゴ、一箇のコスタリカ、サルヴァドル、パラグアイ、北米合衆國、ボリヴィア、ホンデュラスで集約的でなく分散してゐる。北米合衆國は中立國瑞西と唯一箇の、しかも無批准の條約を結んだに過ぎない。是はワシントン大統領以來、殊にモンロー主義以來に於ける對歐孤立政策の故に、拘束を與ふる制度的仲裁裁判の約定を歐洲諸國と締結することを欲しなかつたのに由ると見るべきである。

然るに亞米利加大陸と英國との關係に至つては(第七圖)、制度的仲裁裁判は殆んど發展せず、一八八〇年代に漸く三箇の條款の締結を見たのみで、次いで條約形式の擡頭を見るのであるが、之は不幸にして批准を得なかつたものである。英國と歐羅巴大陸との間の關係に於ては(第九圖)、世紀の末二十年間は、上昇の線を現出してゐるが、いまだ極めて微弱である。歐羅巴、亞細亞兩大陸間については(第十圖)、本制度の出現は比較的早く一八六〇年代にあるが、他の地域的關係に於て異常な發展を見た一八八〇年代には、此の關係に於ては全く地を

拂つて了つて世紀の末を迎へてゐる。歐羅巴、阿弗利加關係（第十二圖）は一八九〇年代には衰微の徴あり、他の諸關係は殆んど問題になり得ない。

多邊的約定のみの範圍内に於ては、亞米利加大陸諸國間關係（第十五圖）が比較的良好な兆候を示してゐて、一八三〇年代に一旦條款形式で現はれた後、二期を経て再び甦生して發展の經路を辿り、一八八〇年代には條約形式の出現を見、一八九〇年代には條款形式のかすかな衰退は見たが、條約形式に衰へは出なかつた。この第十五圖の示す消長は蓋し亞米利加國際團體組織化の思想と運動との強弱を端的に象徴するものゝやうである。この外多邊的約定關係に於ては、第十六圖以下第十九圖に至るまで、或は一八七〇年代に、或は一八八〇年代に條款形式が二又は一箇現はれたのみで、次の時期には消滅してゐる。之に對し第廿一圖は一八九〇年代に於ける一箇の條款形式を示してゐるに過ぎないが、それが最も普遍的であり、世界的たる點に特色があり、又第二十圖はそれ程普遍的ではないにしても五大洲を網羅し、且つ條約形式の出現を語つてゐる點に於て特筆すべきものである。

以上の諸關係に於ける制度的仲裁裁判約定の時間的消長を瞥見したが、その中之が成立の早さと發展の順調さに於て最も優れてゐるのは亞米利加大陸内部關係であつた。然らばこの大陸内部關係に於ては如何なる方面、如何なる國家が重要な役割を演じたか、之を少しく分析的に考察して見よう。之が爲めには亞米利加列國間の約定關係を圖示することが便利である。吾々はその方法としてガストン・モーシュの採用した圖示法を亞米利加大

陸に藉り來り、モーシユが列國名の圓陣順をアルファベット順にしたのに對し、地域的契機を以て之に代へ、且つ二邊の條款及び條約群と、多邊の條款及び條約群との二群に分つて、夫々の圖をつくつた。而して多邊的約定の場合に於ては、夫々の約定を宛も二邊的約定であるかの如く分解することによつて、その關係を明かならしむることを得ると信じた。この場合一箇の多邊的約定の當事國數を n とすれば、之が二邊的約定への分解に於ては、約定關係數 x は次の方程式を以て表はされる。

$$x = \frac{n(n-1)}{2}$$

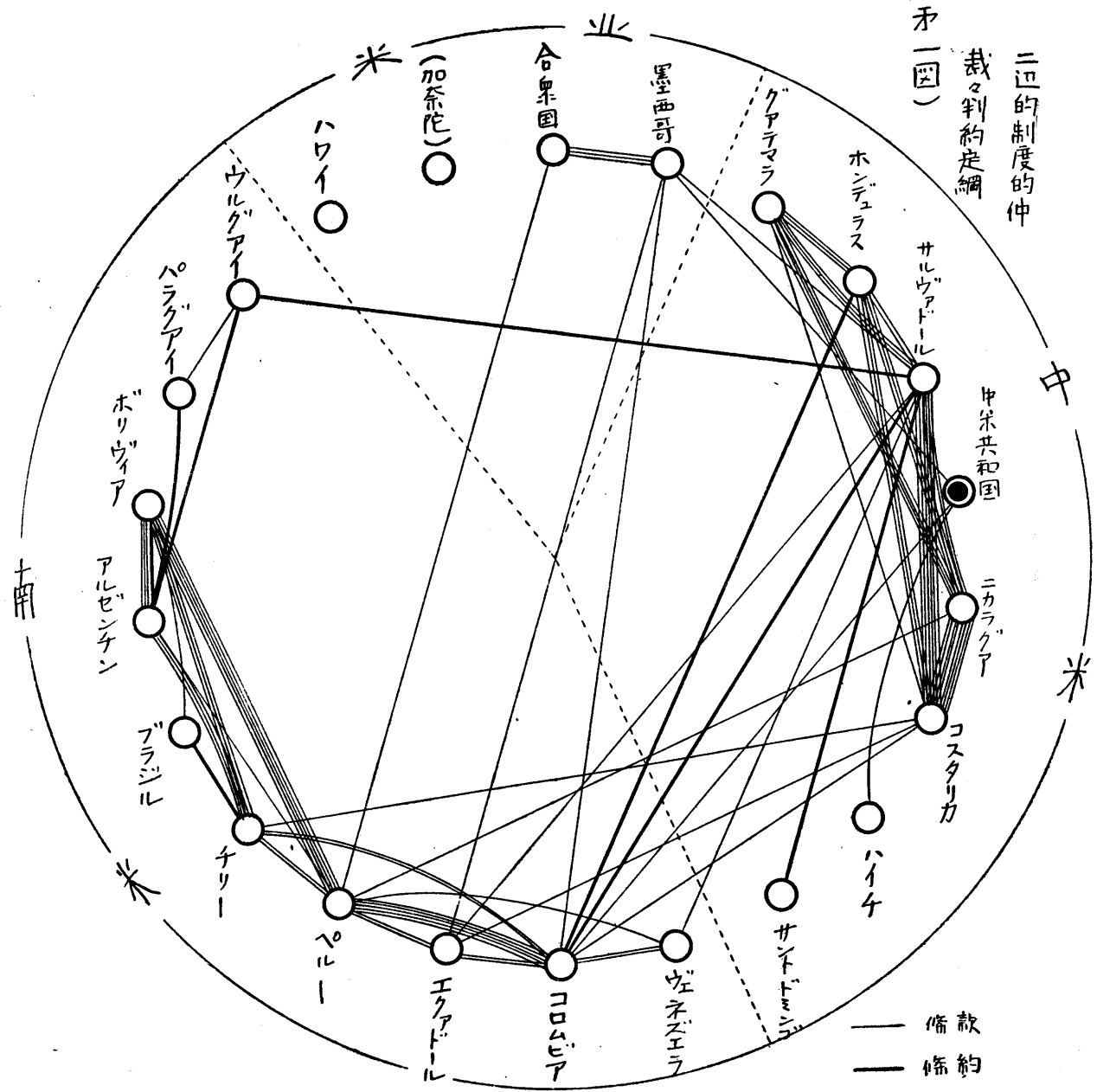
従つて例へば一八九〇年の汎亞米利加ワシントン會議に於て議決された多邊的制度的仲裁裁判條約は、當事者が十一ヶ國であるが故に、之を二邊的條約に分解すれば、

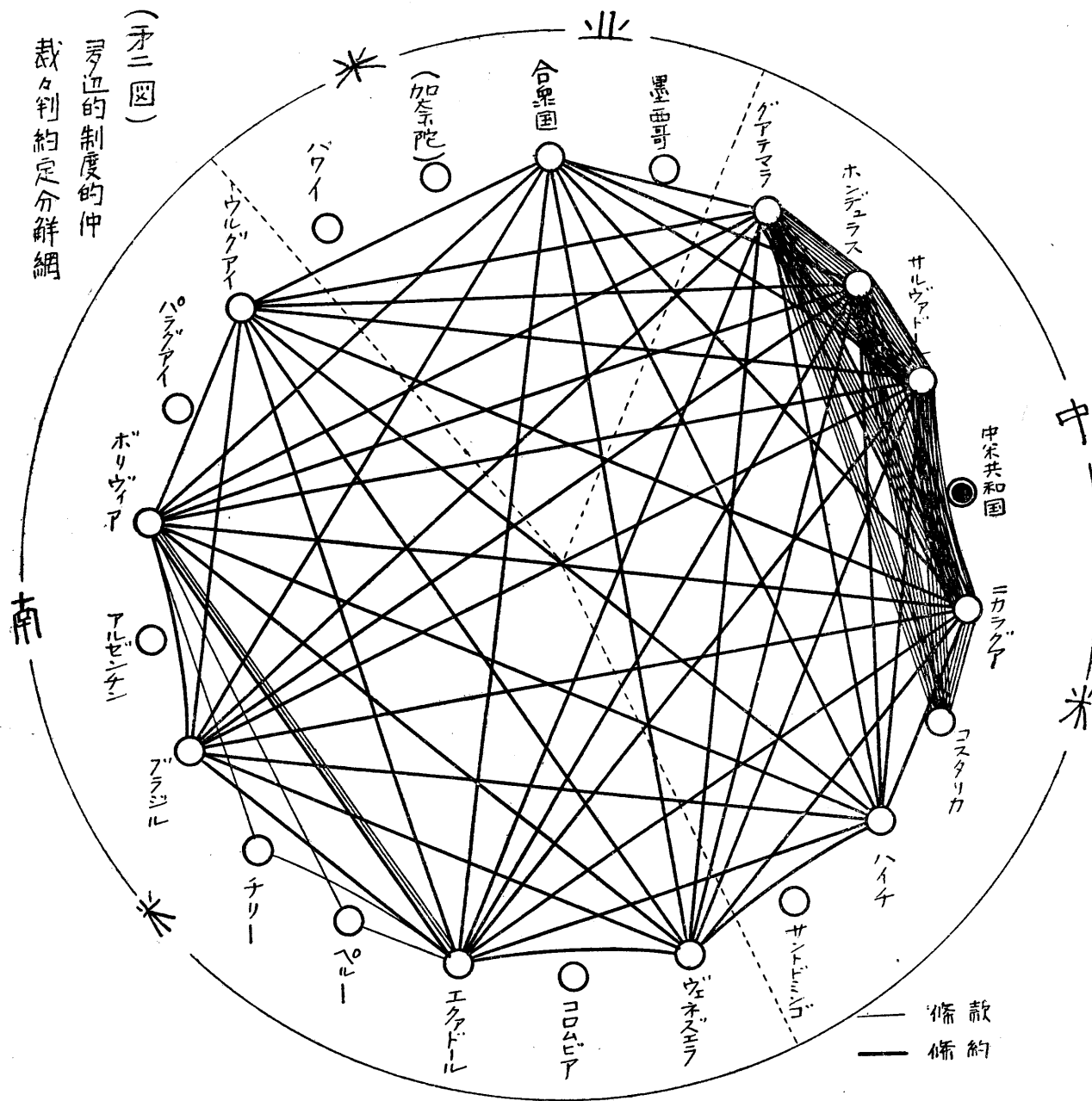
$$x = \frac{11(11-1)}{2} = 55$$

即ち五十五箇の條約關係となる。以上の如き操作を経て吾々は次に掲ぐる第一圖、第二圖の制度的仲裁裁判約定網を得た。

第一圖の二邊的約定關係について見れば、中米地峽諸國が最も密なる網を作り、之にカリベアンの二國と北米の墨西哥が参加してゐる。次に稠密なのは南米大陸諸國であり、次に中米と南米との間の關係も重要な網の目を形成してゐる。北米は合衆國と墨西哥とが一小群を成してゐるが、墨西哥はそれよりも中米南米の方に引かれる傾向をより多く有して居り、合衆國と中・南米との關係はベルーとの一條欸あるのみで、殆んど隔離してゐる觀

二国的制度的仲
裁と判約定綱
(一四)





がある事は興味ある現象といはねばならない。かくして第一圖觀察の結果は亞米利加大陸内部の國際團體構造を教へる。即ち中米地峽諸國が北は墨西哥、南は北部南米の諸國を引寄せつゝ一國際組織を形成してゐる事——中米共和國は早く成立して早く亡び、その後幾度か成立したが何れも極めて短命に終つたとは言へ、實に中米國際組織の凝成した產物であつたのであつて、將來の事情如何では強固に復活することなしとは保證し難いものである——、次に南米が同じくその地緣關係を國際組織に生かし來つて居る事、第三に中南兩米が更に大なる一群を形成し、茲にラティンアメリカ國際圈を組織の上に示してゐる事、而して合衆國がラティンアメリカ國際圈の外に立つてゐる事が是である。

第二圖は、中米諸國關係の密度を最も顯著に表はして第一圖の觀察の結果を裏書きし、且つ南米諸國關係も第一圖程ではないが或る程度之に應じてはゐる。然るに中・南米のみの關係はなく、北米亦同様である。そして一躍北中南三米に跨る一大條約網を現出してゐる。かくして第二圖の觀察は中米地峽國際組織群がその諸國間の夫々の關係の集積としてに止まらず、全體としての一團を形成するに近きものがある事、南米も亦同様の傾向はあるが、然しアルゼンチン、コロムビア、其他を全體的聯關の中に含まず、且つこの聯關自身が第一圖の集積的國際關係に比してはるかに疎であつて、國際團體組織としては未だ幼稚である事、中、南兩米を包むラティンアメリカ國際圈が全體としての組織的團體性を全く有してゐなかつた事、北米が中南米の圈外に立つてゐる事は第一圖の教ふる所と軌を一にしてゐる事、全亞米利加大陸組織化が北、中、南、及びラティンアメリカ國際團體圈夫

[illegible]

前數節の觀察では中米が最も重きを爲したのに對して、右の表に基づく觀察に於ては、中米は數量的發展の點で重きを爲す外、その他の觀點では首位を南米に譲らねばならない。第一期即ち一八二一—三〇年に於ては、北・中・南米夫々の内部關係としては獨り南米のみ之を有し、他の地方は唯南米との關係に於てのみ夫々一箇の約定を結んでゐるに過ぎない。第二期に至れば、第一期の中・南米關係の經驗から中米が獨立してその内部關係に本仲裁裁判約定を一箇結び、又第一期の北・南、中・南米關係から北・中米が出で、その間に一箇の約定關係を成立せしめた觀あり（この事は本誌前號約定列擧の項を參照すれば、當事國家關係自體もさうなつてゐることを知るであらう）、而して南米自體は總數に於て三箇に減じたが、なほ他の諸關係に對し首位を下らず。第三期即ち一八四一—五〇年に至つて新しい現象が起つてゐる。それは本制度が南米に衰へて中米に中心が移動し、且つ北米が始めてその内部に一約定を成立せしめた事である。而してこの一期には三米の間の約定の關係は皆無である。即ち三米夫々が退いてその内部組織に努めるといつた觀がある。第四期には北米、中米は前期の形勢を維

持し、南米は再び昔日の首位を占め、それと共に中・南米、即ちラティンアメリカ圏内部の組織化が試みられる傾向をもつて來た。第五期に至ると、北米に衰へて、中米に發展して南米に比肩し、南米は前期より總數に於て一を減じた代りに、條約形式一を得て、實に於てなほ中米の上に立つてゐる。ラティンアメリカ圏は前期の狀勢を維持してゐる觀である。第六期では相變らず中米、南米、及び中・南米關係のみが現はれてゐて、しかも何れも前期より一步發展し、且つ中米が南米を追ひ越えてゐる狀態である。第七期に至れば中米が總數に於て頓に向上し、又條約形式一を始めて生むに至つてゐる。南米は前期と大差なし。然るに北・南米關係が突然二箇の約定を現出し、更に前期に於て發展の兆候を示した中・南ラティンアメリカ圏内の活動が一層の發展を見せ、總數に於て前期の二倍半、且つ條約形式を二箇含むに至つて居り、之等の動きと共に北米内部にも唯一箇の約定が成立してゐる。此の期は前數期に對して、數量的にも、地域的にも、本制度が最も發展した時期であつて、唯北・中米關係に於て皆無といふ缺陷と、北・南米關係が二箇の約定關係を現出したと言へいまだ不充分を免れない缺陷とを伴ひつゝではあるが、この時勢の旺盛を基礎として、本期の末に全米を包括する司法條約が企圖されるに至つた。然るにこゝにも盛者必衰の理は働くのか、次の最後の一期に至ると、中米、南米、北・中米關係以外には全く本制度の約定は地を拂つて了つてゐる。而して中米はその總數を減じたとは言へ、條約形式を、しかも前掲約定列舉によれば、四ヶ國間多邊的條約の形式を新たに導入して、中米内部組織の方向に大きい一步を踏出し、南米は、總數に於て十九世紀全體を通じてのその歴史に於て最高を示し、その上、多邊的ではないが、その代り

三箇の條約形式の導入によつて、その内部の秩序化に進んでゐる。かくしてラティンアメリカ諸國は夫々の特殊的地緣關係内部に沈潜して、全ラティンアメリカ圈の組織化に對しても、更には全米國際團體圈の組織化に對しても冷淡であつた觀が深い。

かくして十九世紀全體を回顧すれば、結局獲得せられた結果は、中米と南米夫々の内面的發展のみである。全米關係はおろか、中・南米關係自體さへ、その組織の方面に於ては、いまだ充分獲得されたものを示してゐない。唯、後者は中米、南米内部關係以外の關係としては、最も望みを囑し得る性質を有つてゐるといふ事は出來よう。而して、右の中米と南米との夫々の發展狀態を比較すれば、後者の方がその組織化運動の時間的先行の點と發展の地味さに於て、中米に優つてゐたやうに思へる。尤もこの地味さと中米の殆んど不斷の迅速なる向上との間に甲乙を附することは、當を得ない事かも知れないが、中米が幾度か中米共和國を成立せしめて常に間もなく分離して來たそのいはゞ天才的な動き方は、右の向上過程そのものゝ中に含まるゝ弱點として、見遁し得ない感があるのである。

前世紀の制度的國際仲裁裁判の歴史に於て最も重要な地歩を占めた亞米利加大陸も、その中を一步突込んで窺つて見れば、大陸全體の持つ意義は極めて薄弱で殆んど無にも幾いものがあつたわけである。況して他の諸大陸内部關係並びに諸大陸間關係、延いては世界的關係に至つては、少しく慎重に考察すれば、發展の餘地が多いといふよりも、いまだ發展の緒についたのみといふ方が正しい状態にあつた。ヘーグ條約の如きがあつたにして

も、それには餘りに世界諸地方に於ける準備的地盤が足らなき過ぎた憾がある。同條約成立後の實際的效果が意想外に尠かつたのも之の故に由ると思はれる。

五、傳播經路概要

第十九世紀全般を通じて制度的仲裁裁判約定締結の慣行、從つて又特殊の若くは普遍的國際法團體の司法的組織化の運動が地域的に如何なる經路を辿つて普及して行つたかといふ問題については、既に之まで述べ來つた所によつて、又諸圖表によつて大體は答へられる所である。尤も一層正確には夫々の約定内容の比較検討を俟たねばならないところであるが、茲には唯この形式的研究の範圍内で答へられる限度に於て概觀して置き度い。

制度的仲裁裁判約定の慣行は、既に述べて來た如く、その端を南亞米利加に發して（一八二二年）、一面その内部に發展しつゝ、他面北米（一八二三年）及び中米に移り（一八二五年）、次いで北米メキシコと白耳義との間の約定（一八三九年）に至つて、茲にはじめて歐羅巴の参加を見るに至つたものである。而して其後約三十年間、即ち一八六八年の瑞典諾威と暹羅との間の約定に至るまでは、此の種の約定を締結した歐洲諸國の相手國は必ず亞米利加大陸の國家であつた。歐洲諸國間の關係に本慣行が及ぶ爲には、既に亞米利加と關係のあつた伊太利によつて羅馬尼との間に締結せられた一八八〇年の約定まで半世紀近い時を待たねばならなかつた。亞細亞以下の諸洲が本慣行に参加するに至つたのは、本制度の源流たる亞米利加大陸との直接關係によらずして、歐洲諸

國との關係によるか、又は大洋洲諸國の如く一八九一年の萬國郵便聯合條約其他の仲裁裁判條款を含む多邊的條約への參加又は事後加盟の形式によつてゐるに過ぎない。故に概して言へば、最初は亞米利加大陸が樞軸となつて歐洲を動かすこと三十數年、但しその間一旦亞米利加の一國と關聯をもつた歐羅巴の一國が亞米利加の他の一國に對してイニシアテヴをとることもあつて（白耳義とハワイとの關係の如し）、この働きかけが進んで亞細亞其他に及び、歐洲自身の内部にも及んだわけで、一八八〇年頃以後は、本制度普及の樞軸は歐羅巴に移つてゐたといへるのである。但し亞細亞としては暹羅が歐洲の國々に對する中心となつた事もあるが、大局としては歐羅巴が傳播の中心をなしてゐた。

以上の傳播經路を國別に觀察して見ると、そこには種々の型式に於ける傳播の連續性を見出す。それらの型式を今組織的に單純化して見れば、大きく分つて二種となる。第一は既に制度的仲裁裁判約定を夫々他の一國と締結した事のある國家が右の他國を含めて、又は含まずして相互間に之を締結して、以て豫め與へられた國家間のみの關係を二邊的又は多邊的に收約する場合で、假りに之を内部終結型と名付けて置き度い。この型の中には一國が數ヶ國に分裂した場合、之等諸國が相互間に二邊的約定關係を結び、更に進んでは多邊的約定に入つて、一體化へ向ふ場合をも含ましめ得る。第二は傳播の方向が第一の場合の如く既存の仲裁裁判約定關係に立つ國家の方向へ向はすに、新なる國家の方向へ、即ちいはゞ外部へ展開して行く場合で、之を假りに外部展開型と稱して置く。而して右の二種の型は何れも國家關係としてはAよりB、BよりCと或る連續性を示すものであるが、

之に對してかくの如く當事國の縁に従つて發展することなく、既往に他國と何等の約定關係を有しなかつた國家相互間に仲裁裁判約定が結ばれて、そこに、約定内容の觀點に對する形式的觀點に於ては、本制度の傳播現象の中に不連續線を現出する場合がある。かくして吾々の形式的研究の範圍内では傳播の連續型と不連續型とを見るのである。次に右述べたところを少しく系統的に例をあげて説明を試みる。

第一、連續型 之が原則である。不連續型といふのも、吾々の研究の現段階に於て見出さるゝものに過ぎず、將來の調査によつて新たなる約定關係が発見された場合には連續型に屬し得るものであつて、かゝる意味に於て連續型の原則性は極めて高い程度に於てあることが了解されよう。

一、内部終結型 之は主として亞米利加大陸内部關係に於て見る型であつて、この意味に於ても亞米利加大陸内部に於ける團體組織化の強度を知る事が出来る。この型を分つて二とする。

(I) 相對媒介型 或る他の國家を中間の媒介者とする國家間に右の媒介者を含まず又は含んで新たなる約定が結ばれる場合であつて、最も單純な型式としては次の二種がある。

(1) 媒介國不参加型

1. A B
2. A C
3. B C

(2) 媒介國參加型

1. AB
2. AC
3. ABC

右の何れの場合もAを媒介國とする。十九世紀最初の約二十年間はこの單純な型式のみである。即ち、一八二二年のコロムビア、ペルー間の約定、次いでコロムビア、チリー間の約定を承けて、ペルー、チリー間の約定は成立してゐるし、又、コロムビア、メキシコ間、コロムビア、中米共和國間の約定關係を承けて、メキシコ、中米共和國間の約定は成立してゐる。之等は何れも右の(1)の型に屬する。又一八三〇年代には、ペルー、ポリヴィア間、ペルー、エクアドール間の約定を承けて、ペルー、ポリヴィア、エクアドールの多邊的約定を見る。之は右の(2)の型である。又、例へばヴェネズエラの結んだ制度的仲裁裁判約定關係は、右の(1)の型に従ひ、一八二二年のコロムビア、ペルー間の約定を出發點として、二十年を経た一八四二年にはじめてコロムビアと締約し、之等兩者を承けて一八五九年のヴェネズエラ、ペルー間の約定を成立せしめてゐる。

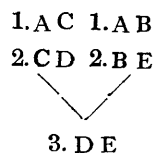
右の二つの單純な型式の第一のものは複雑化して次の(3)以下の複合型を生む。

(3) 單一媒介複合型

1. AB
2. AC
3. AD
4. BCD

之は(1)の型の簡單な變形で、1ペルー、チリー間、2ペルー、ボリヴィア間、3ペルー、エクアドール間、4チリー、ボリヴィア、エクアドール間の發展、之である。

(4) 複合媒介型



之は(1)の型の1と2とが合して二群をなし、夫々の群内部に於ける内部終結を経ずして成立した型である。即ち(1)の型によれば、一旦 AD、AE 關係が成立すべき筈であり、然る後に A を媒介として DE 關係が成立すべきであるが、こゝではこの A の媒介を既に兩群の共通項として省略し、一舉に媒介不参加型を成立せしめたものである。換言すれば、D は C を小媒介として A に聯り、E は B を小媒介として同じく A に聯り茲で E、B の媒介的連絡は與へられてゐるのであるから、3 に DE 關係が成立するのである。之は1コロンビア、チリー間、2チリー、アルゼンチン間、及び、1コロンビア、ペルー間、2ペルー、ボリヴィア間の關係を前提とするところのアルゼンチン、ボリヴィア間約定への發展過程に見る例である。

前記(2)の單純型の複雑な型式は實例としては存在しない。

(II) 絶對媒介型 この場合は媒介が締約當事國たるべき國と相對的に存する他の國家ではなくして、それ

に對し超越的存在を有して、それ等諸國を結合に齎す歴史的契機となつてゐる場合である。之は甲國がA、B、C、D、等の諸國に分裂した場合で、この場合にはA、B、C、D諸國はそれらの間の再度結合の可能性をその過去に於ける甲國的存在の内に有するものといふ事が出来る。甲國は勿論最早や獨立の一國家としては既存しないが、然しA、B、C、D諸國の存在の基底に無組織的一體性として生命を有すると認むべきである。即ち甲國が存在したことは、その統一的組織をあらしめた一體の縁を前提とすべく、この一體性は組織が失せた後にも、分裂の契機と共に存する筈である。その作用を媒介としてA、B、C、D諸國の結合は、先づ二邊的、次いで多邊的關係として發展し、最後に時期到れば再び組織的單一政治體を構成するに至るが、その場合殘存する分裂の契機的作用如何では再び最初よりの過程が繰り返される。中米共和國が分裂して成立したグアテマラ、コスタリカ、サルヴァドル、ニカラグア、ホンデュラス五ヶ國間に於て仲裁裁判約定關係の發展はかゝる型によつて行はれてゐる。即ち分裂後先づグアテマラ、サルヴァドル間に一八三九年二邊的約定が締結せられてより、一八七二年迄に、右諸國間に $\frac{n(n-1)}{2}$ (nは國家の數、即ち五) 即ち十箇の理想數に近い八箇の二邊的約定(當事國を全く等しくするもの、即ち重複分は當然除く)が締結せられた後、一八七二年に四ヶ國間多邊的約定が結ばれ、次いで一八七六年五ヶ國間聯合條約が結ばれてゐる。しかし之もやがて分裂して、再び始めよりの過程を繰り返してゐる。右の場合聯合へ向はしめる因子を我々は假りに絶對媒介の概念を以て表はしたのである。

二、外部展開型 之は相對媒介を通じて次々に新しい當事國に關係が及んで行く場合であつて、之には大體三箇の型を區別する事が出来る。

(I) 移動媒介型 之は相對媒介が次々に移動する場合で、

1. AB
2. BC
3. CD
4. DE
-

の型式を以て表はす事が出来る。この型の純粹な型は必ずしも無いが、例へばペルー、コロムビアの最初の約定に出發して2コロムビア、メキシコ間、3メキシコ、白耳義間（次に白耳義、ペルー關係があるが、之を略して考へて）4白耳義、ハワイ間、5ハワイ、瑞西間に進んだ關係は之に屬せしめ得よう。

(II) 固定媒介型 之は媒介國が一國で、それが中心となつて次々に新しい國家に及ぶ場合で

1. AB
2. AC
3. AD
-

の法式を以て表はすことが出来る。例へば1伊太利、ビルマ、2伊太利、羅馬尼、3伊太利、サントドミンゴ、4伊太利、和蘭、5伊太利、モンテネグロ等々伊太利を樞軸とする關係の主要部分はこの型に屬するものと認め得る。

(III) 右(I)(II)の複合型。之は例へば伊太利を中心とした約定關係の中に英國がはじめて加入した後、一方伊

太利自身は相變らず樞軸を成しつゝ、英國も亦一の樞軸をなして、仲裁裁判約定を他の諸國に傳播して行つた事實に相應する型である。

而して多邊的約定は或る意味に於て收約的であるが、條款形式の場合は當該條約目的の爲めに集る新たな諸國に殆んど偶然的に多邊的仲裁裁判條款關係が及ぶことあり、又ワシントン條約やヘーグ條約の如き條約形式の場合でも、ハイチ又は支那の如き新國家を加へ、新たな傳播の機會となつてゐる。即ち外部展開性を有してゐる。然しそれは次の不連續型では勿論なく、既に仲裁裁判約定の經驗ある一國又は數ヶ國が條款を導き入れ、條約を成立せしめる因子となつてゐる事を常としてゐる。

第二、不連續型 之は既に述べたところであつて、例へば一八六八年の瑞典、諾威と暹羅との間の二箇の約定の如く、何れの當事國も從來連續型の下に立つ國家とこの種の約定關係を結んだ事の無い場合である。此の型に屬する場合はこの一例あるのみである。而してこの場合でも、その後は連續的に新たな國家との關係を生じて行く最初の一環となつてゐるものである。

要之、我々は茲に制度の成立と發展とが歴史に於ては常に個的存在を媒介とし、且つ少くも原則としてその間に連續があるといふ事の興味ある實證を得たわけである。

第四節 結 論

以上第二節、第三節を通じて、能ふ限り蒐集し得た個別的並に制度的仲裁裁判約定を資料として、吾々の所謂形式的觀點の範圍内に於ける種々の分析的研究を行ひ、之に吾々の解釋を與へて來たが、その解釋の標準とも稱すべき立場は就中「國際連帶及び之が組織化」といふ言葉に要言する事の出来るものであつた。而して個別的仲裁裁判に於ては主として國際連帶の現實に注目し、制度的仲裁裁判に於てはかゝる連帶を基礎とする團體組織化のイデーの側に重點を置いた。然るに國際連帶の現實を個別的仲裁裁判の總觀が證示するとしても、仲裁裁判事件そのものは個別的なるが故に、必ずしも直接當事國間に吾々の言ふが如き眞の團體組織化のイデーを含むものではなく、却つて此の如き理念的なるものに對しては冷淡で、唯與へられた具體的紛争について、之が平和的解決を願ふ極めて現實主義的な立場に基く事を示すこともあるのである。この場合の現實主義は團體組織に拘束される事を避ける立場であり、レアルポリティクの現れと見るべきものである。個別的仲裁裁判と制度的仲裁裁判との性質に根ざす此の觀察は、兩者の時間的空間的發展の間の比較により、當該國際連帶組織化の健全性と不健全性を判斷することを必要且つ可能ならしむるものである。故に吾々は次に簡単に第二節の研究と第三節の研究との對照的考察を行つて、以て結論に代へることにし度い。

その場合の解釋原理としては次の事が言へる。一、數量なり發展の状態なりに於て、制度的仲裁裁判と個別的

仲裁裁判との間に並行關係がある場合、現實と理想との並行關係あるものと考へ得、従つて向上的發展に於て平行してゐれば、極めて健全であると言へる。並行關係といつても、數量が大體等しいといふ事ではなくして、却つて性質上、制度的なるものゝ方が少い事こそ健全で、兩者等數に近いとすれば、觀念的に傾くものと認むべきである。二、然し制度的なるものゝ方が比較的過度の數量又は變展動向を示す場合は、可成り觀念的に過ぎ、運動の感傷性をさへ表はす。制度的約定の數の比較的多いことは、同一當事國間に約定の反覆に負ふ事が大であるが、反覆も更新の場合は單一約定と計算するからこゝにいふ反覆ではない。従つて重複するといふ事は、約定が締約せられながら、その効力を發生しなかつたか、又は効力を發生しても更新せられなかつたからで、永續的制度としての健全性に合せぬ仕方である。即ち團體組織化のイデオロギイが重厚健全でないことを示す。三、制度的約定はありながら、個別的仲裁裁判を殆んど又は全く伴はぬ場合は、當該制度的仲裁裁判約定が、殆んど紛争の起るべくもない國家間、即ち遠隔の國家間、弱國や中立國家等の間に結ばれた場合であつて、團體組織化の基礎としての結合縁に乏しいわけであり、組織化の現實的基礎を缺く觀念的現象として、その價值低いものといはねばならぬ。四、制度的約定なきか、又は之もあるも、それに比して個別的仲裁裁判の方が過度である場合、この不均衡は正に前述のレアルポリティクを表明し、是また不健全である。

以上の觀點より第十九世紀を前述第二節と第三節に述べた所について大觀するに、先づ事件總數と約定總數との比較に於ては、兩者殆んど匹敵し、前世紀仲裁裁判の發展が觀念性を多分に含んでゐた事が知られる。次に兩

者の發展過程に於ては、個別的なるものが先行してゐる點は自然であり、且つ何れも一八五〇年以後及び一八八〇年以後夫々上昇過程の軌を一にしてゐる事も興味ある現象である。唯制度的仲裁裁判の發展が一八九〇年代

(正確には一八九五年以降)急の落下を見せ、之に對し個別的仲裁裁判の側には一八九五年以後一層上昇的發展を見、兩者の間に反動的に大きい隔りを生じた事は、列國が現實主義的方向に歸つたものと判斷し度い。

當事國別觀察の項下では、英國、北米合衆國、佛蘭西の諸國の地位の異常なる變化が最も目立つ。之等三國は個別的仲裁裁判に於ては第一位より第三位を占めてゐたものであるが、制度的仲裁裁判の側に於ては英國は第十二位、合衆國は第十七位に下り、佛蘭西の如きは第二十六位で、英國はそれでも相當の重要性は有したが、比較的に見れば、全體として受働的であり、合衆國も同様である。この事はアングロサクソン國家の現實主義的性格を示すものと言ひ得る。觀念的性格の強いと思はれる佛蘭西が、實は國際關係に於ては却つて極度に現實的であることが知られることも興味がある。之に對し伊太利が、個別的仲裁裁判の範圍内では漸く第十一位にあつたものが、制度的仲裁裁判の側では實に第一位を占めて、前數國と對蹠的立場を示してゐることも注意に値する。又白耳義、瑞典、諾威、瑞西、丁抹、羅馬尼、其他の中立國又は弱國が個別的仲裁裁判の側に於て低位にあり、又は全然地位を有たずして、制度的仲裁裁判の側に相當の重要性を有してゐることも亦、それらの關係の觀念性を示してゐる。之等のものに對し、中、南米諸國は、若干の異動はあるが、大體に於て兩分野に於て均衡を保つてゐる。此の點よりも亞米利加諸國は他の諸國に對し此の方面に於て最も健全なる動向をとつたと言ひ得るもので

ある。他の諸國については讀者の考察に任せ、次に大陸別觀察に移る。

顯著なものゝみを取上げて見れば、米大陸内部關係については、數量的には凡そ等しく、從つて幾分觀念性に傾き、發展の動向は大體並行してゐるが、發生の前後から言へば、個別的仲裁裁判の方が遅れてゐて、從つてイデーの方が先行してゐたといへる。歐羅巴大陸諸國間に於ては、數量的には前者同様の對比關係があるが、發展の觀點に於ては、個別的なるものが先行して、イデーの方は一八七〇年代に漸く起り、一八八〇年代に頗る増加して、その反動として一八九五年以後落下し、その間個別的仲裁裁判は極めて不振の状態にある。かくして歐羅巴連帶並びにその組織化は全體として極めて不健全な様相を呈してゐたといへる。次に英米關係は如何にといふに、個別的仲裁裁判にあつては最も早く之を發生せしめ、且つその後も相當重要な展開を之に與へて來たのに對し、制度的仲裁裁判の分野に於てはその發生は前者に遅れる事殆んど一世紀近く、數量的發展も微々たるものがある。蓋し之は英國の側に於ける現實主義の責に歸すべきものと見るべきであらう。同じ事は英・歐關係についても言ひ得る點である。亞米利加大陸と歐羅巴大陸との關係は多少の異動はありつゝ、全體として並行的である。右の他の諸大陸の内部及び對外關係については殆んど問題にすべきものがない。

之を要するに前世紀全體を通じて國際仲裁裁判の發展は主として亞米利加大陸及び亞米利加と歐羅巴との關係に於けるものを除いては、必ずしも健全ではなかつた。或は思想が先走つて實行伴はず、或は無連絡の實行はあつても、それを堅實なる團體組織化へ向ふ努力にまで高める事をしなかつた。假りにかゝる努力があつたにして

も、當該團體形式を近き縁より遠きに及ぼす眞の現實性を無視して、直ちに普遍化して、抽象に墮して了つてゐる。かくして一面發展的要素と共に、又、弱點を内包したまゝ第廿世紀を迎へる事となつたものである。

(昭和十四年二月二十七日)